令和4年3月31日

令和3年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目 次

1	鳥羽市職員給与条例	٠	•	•	1
2	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	•	•	•	2
3	鳥羽市市税条例(第1条による改正)	•	•	•	3
4	鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例(第2条による改正)	•	•	•	19
5	鳥羽市都市計画税条例	•	•	•	20
6	鳥羽市国民健康保険税条例	•	•	•	22
7	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例	•	•	•	24

(件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(期末手当)	(期末手当)
第43条 (略)	第43条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120 (行政職給料表の適用	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 (行政職給料表の適
を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条第2項において	用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員(第44条第2項において
「特定幹部職員」という。) にあっては、 <u>100分の100</u>) を乗じて得た額	「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額
に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に	に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に
掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の
<u>120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」と、「 <u>100分の100</u> 」とあるのは「 <u>100分</u>	<u>127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは
<u>の57.5</u> 」とする。	「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
$4\sim6$ (略)	$4\sim6$ (略)

(件名)鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第23号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
附則	附則
1・2 (略)	1・2 (略)
(期末手当に関する経過措置)	(期末手当に関する経過措置)
3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適	3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適
用については、 <u>当分の間</u> 、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「100分の	用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中
125」とする。	「100分の125」とあるのは「100分の120」と、令和3年4月1日から令和
	<u>4年3月31日までの間</u> 、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の
	125」とする。
4 (略)	4 (略)

(件名) 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)(第1条による改正)

改 正 案 (新)

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の</u>手数料は、鳥羽市手数料徴収条例(平成12年条例第7号。以下「手数料徴収条例」という。)第2条の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

削除

削除

現 行 (旧)

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、鳥羽市手数料徴収条例(平成12年条例第7号。以下「手数料徴収条例」という。)第2条の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の 属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時ま でに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に 特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の 記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを 得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係 る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及 び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告 書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しない ことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告

現行(旧)

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確 定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他 施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額 に係る所得の金額については、適用しない。

削除

削除

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配

5 (略)

書に限る。)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年 の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納 税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下 この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関 する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡 所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると 市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得 の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記 載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが 適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告 書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等 申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定 配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課され た場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載し た特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株 式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を

当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限

現 行 (旧)

課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3 を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得 割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、

改正案(新)

- る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは 法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損 失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控 除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において 「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以 下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) については、この限りではない。
- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所 得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者 (施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべ き申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により市長の定 める様式による。

 $3 \sim 9$ (略)

第36条の3 (略)

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第 2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各 号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記さ れた事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に 記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書 に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記し</u>なければならな い。

現 行(旧)

法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する 純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除 すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除 を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所 得を有しなかった者」という。)については、この限りではない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所 得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者 (施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべ き申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により市長の定 める様式による。

 $3 \sim 9$ (略)

第36条の3 (略)

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第 2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各 号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に 記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書 に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記し</u>なければならな い。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
 - (3) (略)
 - <u>(4)</u> (略)
- $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であ

現 行 (旧)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

- (2) (略)
- (3) (略)
- $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。 以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であっ て、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条にお

るものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の 2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得 を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)を いう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって 退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条に おいて「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当 該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する 公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」とい う。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規 則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的 年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) (略)
- (4) (略)
- $2 \sim 5$ (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 法<u>第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の 規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告 については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定める ところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び 第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規

現 行 (旧)

いて「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- <u>(2)</u> (略)
- (3) (略)
- $2 \sim 5$ (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 法<u>第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の 規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告 については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定める ところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び 第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規

定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

 $10\sim14$ (略)

16 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8</u> <u>第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は 届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の 申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人 が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、手数料徴収条例に定める。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</u>

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている 事項の証明書<u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の 交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載を</u> したものの交付を含む。)の手数料は、手数料徴収条例に定める。

現 行 (旧)

定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10~14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8</u> <u>第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は 届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の 申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人 が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧の手数料</u>は、手数料徴収条例に定める。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている 事項の証明書の交付手数料は、手数料徴収条例に定める。 改正案 (新) 現 (日)

附則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年か ら平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限 る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5 条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を 含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34 条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

(略)

2

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4 とする。
- 3 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とす る。
- 4 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2 とする。
- 5 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1 とする。
- 6 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1 とする。
- 7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2 │ 7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2

附則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき和税特別措置法第 41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年か ら平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限 る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5 条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を 含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34 条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3 とする。
- 3 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とす る。
- 4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2 とする。
- 5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1 とする。
- 6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1 とする。

とする。

- 8 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1 とする。
- 9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する 17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、2分の1とする。
- る。

現 (日)

とする。

- 8 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1 とする。
- 9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とす 19 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とす る。

改正案(新)

- 20 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 • 24 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱</u> <u>損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする 者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各 号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - $(1)\sim(3)$ (略)
 - (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
 - (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定 する補助金等
 - (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 10 (略)
- 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又

現 行 (旧)

- 20 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 • 24 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - $(1)\sim(3)$ (略)
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
 - (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を 提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 10 (略)
- 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は

は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定 する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定 資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

現 行 (旧)

同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する 熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載 した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を 提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定 資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等である

又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

 $2 \sim 5$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定 上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」と いう。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前 年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条 第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

削除

削除

現 行 (旧)

ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

 $2 \sim 5$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略)

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
 - (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
 - (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市

現 行 (旧)

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税 に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を 受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

長が認めるとき。

- 2 (略)
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
	けるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段
	の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りで
	<u>ない。</u>
削除	<u>(1)</u> 第36条の2第1項の規定による申告書
削除	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に
	掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告
	書に限る。)_
5 (略)	5 (略)
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条の3 (略)	第20条の3 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税	4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4
に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を	月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送
受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項におい
	て同じ。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき
	(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由
	があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号
	<u>に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお</u>
	けるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段
	<u>の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りで</u>
	<u>ない。</u>
削除	<u>(1)</u> 第36条の2第1項の規定による申告書
削除	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に
	掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告

現 行 (旧)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合 (第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規 定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若し くは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項 に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該 条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であっ て、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用 配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施 特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第 3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の 2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

削除

削除

削除

5 (略)

書に限る。)

6 和税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合 (第3項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第34条の9の規 定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若し くは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用 を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事 項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことに ついてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、 当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当 等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「和税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の 規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項 中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第 9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス 感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条 の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるの は、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
	症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条
	の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるの
	は「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(件名) 鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第15号)(第2条による改正)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(鳥羽市市税条例の一部改正)	(鳥羽市市税条例の一部改正)
第1条 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正	第1条 鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正
する。	する。
(中略)	(中略)
第36条の3の3第1項中「 <u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又</u>	第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未
<u>は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者</u> に限る」に改め、同条	<u>満の者</u> に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規
第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長	定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の
の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第	7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に
8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。	改める。
(後略)	(後略)

(件名) 鳥羽市都市計画税条例 (昭和49年条例第16号)

改正案 (新)

1 • 2 (略)

附則

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の 1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の 2とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の 2とする。
- (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市 計画税の特例)

7 字地等に係る令和3年度から令和5年度の各年度分の都市計画税の額 は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年 度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等 が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同 じ。) に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあって は、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画 税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該

(目) 現

附則

1 • 2 (略)

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の 1とする。

(法附則第15条第35項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の 2とする。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の 2とする。
- 6 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市 計画税の特例)

7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度の各年度分の都市計画税の額 は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年 度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等 が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同 じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計 画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附

年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8~12 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

- 13 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第8項</u>、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、前3項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 14 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

現 行 (旧)

則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、 当該宅地等調整都市計画税額とする。

$8 \sim 12$ (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

- 13 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項</u>、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、前3項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 14 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(件名) 鳥羽市国民健康保険税条例 (昭和35年条例第2号)

改 正 案 (新)

(課税額)

第2条 (略)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及 び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。 ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65</u> 万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

現 行 (旧)

(課税額)

第2条 (略)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及 び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。 ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63</u> 万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)

(件名) 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
附則	附則
この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条まで	この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条まで
の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年	の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から <u>令和4年</u>
<u>6月30日</u> までの間に属する場合に適用することとする。	3月31日までの間に属する場合に適用することとする。